

返礼金制度について

紹介した採用者が、自己都合又は就業規則違反等の採用者の責に帰すべき事由により入社後 6 ヶ月以内に退職したときは、退職された月数に応じて、下記金額をご返金いただく仕組みとなっております。

1 か月目：全額返金 2 か月目：80% 3 ヶ月目：60% 4 か月目：40% 5 か月目：20% 6 か月目：返金無し。それ以降は、返還金は発生しないものとする。

返還金は、当該退職者が退職した旨を通知した日の翌月末までに、指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込料金は弊社の方で負担する。なお、両社の協議により、他の採用者にかかる紹介料金との相殺によることができる。